

研究会報

第2号 (通巻 第132号) 2012・3

明治初年福岡藩の農兵隊成立の史料

―石橋文書にみる早良・志摩・怡土三郡への達書―

瀬戸 美都子

文久三年(一八六三)の五月、長州萩藩は四国連合艦隊を下関に砲撃し敗れ、七月には薩摩藩が生麦事件から英国艦船による攻撃を受け、いずれも甚大な被害を蒙った。藩の存亡の危機に、

兵制を改編し、槍隊、砲隊、銃隊を置くが、その五年後の慶応元年には槍隊を廃止して、西洋式軍隊への転換を計った(江島茂逸編『従二位撃成老公略伝』明治三八年、四頁)。

高杉晋作は同年、郷土防衛にわきたった市井の農民・町人らを結集して奇兵隊を結成し挙兵した。その奇兵隊も初めは武装も貧弱な臨時の義勇隊であったが、やがては全員洋銃装備と洋式訓練による正規軍になり、強力な軍隊となって戊辰戦争まで活躍することになった。奇兵隊の活躍ぶりをみた諸藩も、つぎつぎと新しい軍隊編成へと向かった。福岡藩においては、藩主黒田長溥が、万延元年(一八六〇)に

しかしその後の福岡藩は、幕府による長州征伐に加わる一方、藩内の勤王・佐幕の抗争はげしく、慶応元年(一八六五)、加藤司書を始めとする勤王派を処断壊滅させる「乙丑の獄」を起こした。それによって福岡藩が明治維新の潮流から大きくはずれたのは周知のことである。しかし家中には槍隊を廃し、銃砲を中心とした西洋式軍制への変革に対して、従来の撃剣・槍術等が衰微する風潮を嘆き、

反発する者もあった。

慶応二年(一八六六)、長溥は英国海軍の艦隊を寄港させ、箱崎浜で海軍の砲撃や陸戦隊の操錬を觀戦し、一般にも公開させた(江島前掲書、一〇頁)。しかしそれを知った家中の武士たちが、同志を募り襲撃する挙に出た。前夜より集まり夜宮で待機する、または曉に集合し、総勢二百数十名で抱大砲や槍などの隊が待ち伏せして襲いかかった。武威顕示の意図であり実戦ではないとはいえ、白刃を突き付けられた英国軍隊側も砲に砂をこめ打つなど、かなりの激闘に双方怪我人も出た。武士側はその後、訓練と称して示威行進などを行ったので藩からは厳しく停止させられた。その後藩主長溥は、士族二百余名を大書院に召して、洋式を採るも後列隊には槍隊も置くとして暴発を収めたということが後日談として残っている(山中立木談「旧福岡藩事

蹟談話会筆録』『筑紫史談』第三
五集、昭和四八年、四三・四四頁。

しかし時流はあともどりを許さない。郷土防衛のための軍事力の必要性や、世の混乱に乗じた一揆や打ちこわしなどを怖れる富裕層の自衛のためや、また奇兵隊のように政治の変革を目指した草莽の人々による挙兵など、理由はさまざまであるが、各藩では一斉に民兵隊が結成される。福岡藩が「農兵隊」成立を計ったのも同様の理由であるう。

ここに掲げる史料は、慶応四年三月(九月から明治元年)、藩の郡役所から早良・志摩・怡土三郡の村の上層部へ出した農兵編成の達しである。この史料を含む「石橋文書」は、現在の石橋家当主石橋善弘氏より「能古博物館」に寄託され、「石橋文書を読む会」によって順次解説中であり、目録作成の作業がおこなわれている。

「文書一五四」は、日付からいえば、慶応四年三月、同閏四

月とあるが、一連の村役人の筆頭の二名「姪浜村石橋善左衛門、西新町城野代蔵」の上に「辰十月朔日被仰付」とあるので「写」としてそれ以後かかれたものであるう。石橋善左衛門は(明治六年・五六歳で没)廻船業や酒造業などに融資する金融業で財をなした石橋家の当主で、その財力

によって追加されたと思われる。「文書一五五」は、「文書一五四」の最初の部分に「別紙ヶ条書を以申出候条、則夫々付紙を以差図」とあるので、郡奉行所から「差図」を貼付して返された「別紙ヶ条書」であろう。

文末の二人の役人は大森浅右衛門、倉八惣右衛門で、文政元年(二八一八)郡奉行所の制度が改められて、郡奉行に代わり二名一組で、郡の直接支配をした郡代ではないかと思われる(志摩町編集委員会『新修志摩町史』上巻、平成二一年、五四三頁)。

史料の翻刻にあたって、変体仮名・漢字等は通用の文字を使用し、読点等を付した。

石橋文書一五四

御達之写 農兵一条

早良志摩怡土三郡大庄屋中

当時勢二付、農兵御取発之御趣意、委細相達置候處、別紙ヶ条書を以申出候条、則夫々付紙を以差図ニおよひ候 尚左之廉々相達候間、可得其意候事

一農兵之者江は、平日脇差帯候儀、指免候事
一稽古場雑用等は、役場ヨリ仕渡候事

一農時を不欠儀は、申迄も無之肝要之事二付、右之辺厚遂勘弁、農間引立之繰合、專一二可申合候事

一農兵之者、不風俗威勝之振廻等、曾而無之様、村役并頭取之者より重畳相論候様有之度、万一右等之儀於有之は、其ものは不及申、村役頭取之者江も屹度越度可申付候事

辰三月

早良志摩怡土大庄屋中江

当御時勢ニ至リニ付、郡々自衛之御趣意ヲ以農兵御取起、被仰付右根軸請持申付候 平日気合引立方を初、稽古筋等之儀重畳相論、萬一変事之節ニ臨ミ候ハ、無手拔様屹度才判可仕候事

辰三月

定

一 国恩を重し、義理を弁へ、法度命令を背問敷候事

一 喧嘩口論不及申、諸人ニ対し、曾而慮外致問敷候事

一 芸術ニ誇、血氣ニはやり、徒を結ひ党を組候類、尤制禁之事

右三ヶ条堅可相守もの也

辰十月朔日被仰付

姪浜村 石橋善左衛門
西新町 城野代蔵

鳥飼村 佐野半内

有田村庄屋 山口又三郎

姪浜村同触口同格 毛利幸七

福重村同 孫次

堤村同 藤吉

七隈村同 彦次

片江村同 源右衛門

柏原村同 利平

桧原村同 権右衛門

上長尾村同 幸六

田嶋村同 七蔵

姪浜村同 忠平

下山門村同 三右衛門

詮議之上、農兵頭取申付候組合中一致ニ申合、風俗宜稽古筋速請、熟練候様
常々深切ニ引立可申候事

辰閏四月

農兵江

当御時勢ニ相至候ニ付、郡々自衛之御趣意を以、農兵御取起被仰付、右人
数ニ差加候条、萬一変事有之節一致ニ申合、不覚を不取様、志操を相立、常々
稽古筋相励ミ可申候事

辰閏四月

定

一 素様之事

但郡獵師ヲ初、兼而相心得候ものハ別儀之事

一 仮成ニ手前相寛候処ニ付、口葉丈ケ差免候事

一 手前上達之上、空放差免候事

一 空放打方奉行衆御見分之上、玉廻差免候事

右規則堅可相守候事

辰閏四月

玉葉仕払之定

一 玉葉共頭取之請持ニ申付、定日斗現失数ニ掛相渡、勿論着到帳失数、嚴重ニ相
記可申候事

但季末ニ至右着到帳ヲ以算用事

一定日之外農間ニ致打方候もの共江ハ、玉葉自分持出之事

但拝借相願候ハ御定之直引、上納ニ而相渡候事

辰閏四月

石橋文書一五五

慶応四年辰正月

農兵御取起ニ付伺書

早良郡片江村大庄屋石橋伊三郎、乍恐御伺申上ル事

一世上一統不穩時勢ニ押移、何時異変可指起哉も難斗体勢、御上深キ被為遊御
配慮、此節農兵御取起之儀、御委細被仰付奉畏候 乍恐私存寄左ニ御伺申上候
一 農兵私触下村々ニ而百五拾人、人品相撰備相立可申候事

但村々歳・名・人数之儀は、近日書上可申候事

一 組式拾五人ニ相極、組毎ニ指揮役相立、合印を定、鍛連可仕候事

一 私触下村々、和筒等も是迄所持仕居候者稀ニ有之、指向稽古指支申候間、蘭筒
相求度、併難洩者勝ニ而、自力を以相求候儀難出来ニ付、乍恐右筒左之通拝借

被仰付度、代料之儀ハ年賦上納ニ被仰付可被為下候 是迄稀ニ和筒所持仕居候分も、追々蘭筒ニ仕替可申候へ共、指当右等之儀も難出来ニ付、当時之處は、借立等を以、両様取交相用候儀、御免被仰付度候事

(引用者註―以下の「」内は郡役所の返答文であり「二私触下村々・・・」の各条の上に貼付けられている。別掲写真参照。)

「西洋筒追而は、拝借可被仰付候 今程右筒被入方相整兼候趣ニ付、相調候迄、不足分之内和筒御用借ヲ以相渡候条、当時は先和筒ニ而稽古可致候

尤西洋筒銘々手寄才覚ヲ以、相求取交相用候儀は、勿論勝手次第之事」

一 蘭筒百挺

一 玉葉之儀、年中稽古入用余分之儀ニ可被相成、左ニ而は自力ニ難及、乍恐

御救渡被仰付度候事

(前二カ条の上の貼紙)

「玉葉は都而役所ヨリ仕渡候事」

一 射場所之儀、左之ヶ所ニ御免被仰付度候事

(同前、貼紙)

「射場所之儀は、見分之上可及指図ニ候 但年中打方之儀も同断事」

松原村之内 太平寺堤

片江村之内 西ノ堤

有田 西村ノ内

小田部 舟頭原

右ノ外、西新町・姪浜両村ニ壱ヶ所宛、射場所御免被仰付、右ハ追而取

調子可申上候

但射場所之儀は、年中打方御免被仰付度候事

一 農兵共打方手馴候迄ハ、余分之隙欠キニ相成候ニ付、面役老人引ニ被仰付度、尤面役引ニ相成候而は、私触下村々縹之面役人数ニ有之、御免用諸普請其外

共、出夫大ニ指支可申、相見込申候ニ付、面役米として、老人ニ付米式俵充、

御救渡被仰付可被為下候事

(前条文の上の貼紙)

「面役米渡方之儀は、今程別而御事多く折柄ニも有之、其上兼而委細申論置候通、斯ル時勢郡内自衛之訳ヲ以、御取発ニ相成儀ニ候得ハ、何様難被及御詮儀候 尤抽而、志宜致出情候者は、其振合ニ寄、御詮儀之次第も可有之、惣

而農兵之為ニ本業不行届してハ、曾以不相濟事ニ付、人数之義は申出高之内場ニ而も、先相応相暮志為之者を、相撰ひ可申出候 左候事此折柄ニ候へハ、

一 統私之失費筋ヲ省キ儉ヲ守、本業無懈怠、志操を相立候様、教諭いたし、志宜ものを追々兵卒ニ撰挙いたし、漸々人数相増候儀肝要之事に付、右之心得ヲ以、教諭撰挙可致候事」

一 是迄私触下村々、山里獵御留場所ニ御座候へ共、此節農兵御取起ニ付而ハ、

自然不勤弁之者有之、不埒筋出来仕候而は、人氣相挫ケ、右成立も難出来、為其各人等出来仕候而は、甚以奉恐入次第ニ付、何共恐多御儀ニ御座候へとも、山里共定明ニ被仰付候御儀ハ、被為叶間敷哉、左候ハハ、村々鳥追給其

外、村々寄案山子竹買入代料・縄ない立等、余分之隙費ニ相成、甚以難渋仕居候へ共、前断御許容仰付候ハハ、一統余程之甘ニ相成、右之隙ニ而、鉄砲稽古等も、農事指支ニ相成不申、追々屹度成立可申と相見込候事

一 農兵砲術為鍛練、月々一度宛左之通会日相極度、射場所仕構成就之上、定日打方仕候節は、御見分被仰付度候事

毎月九日

農兵惣会

但前後急引不仕候而は、区々ニ可相成候ニ付、相応身構為仕度左ニ申上候 格式并庄屋中江は塗笠・呉呂服之割羽織・裁付着用 其以下手製之張笠并一刀手繰・股引・脚絆為相用度候事

右廉々乍恐存寄不閣御伺申上候 萬一実変有之節は、兼而合図を極置、即時ニ農兵駆集狼藉等可仕掛合を得斗見届候ハハ、臨機応変を以相防可申候 勿論其趣ハ即刻御注進可申上候 尚追々御伺申上候次第も可有御座候得共、予奉申上候 宜御聞遂被仰付可被為下候 以上

片江村大庄屋 石橋伊三郎

慶応四年辰正月廿一日

早良志摩怡土御郡御役所

(前文の上の貼紙)

「調練小習試ニ定日聞届候 其節ハ、拙者共初手伝役間、必見分可罷越候事

但射場所ニ付、稽古定日月ニ両三日度相立、日取申出候ハハ、役所受持之者差越可致教導候事

定日之外ニモ、心掛稽古いたし候儀は、別儀之事

(貼紙)

「調練小習試之節服体、左之通差免候事

但平日稽古打之節は平服

庄屋以上

裁付 帯刀不苦 尖笠

庄屋以下

半天手繰間 股引 尖笠

右尖笠夫々別紙雛形相渡候事

(貼紙)

「頭取と相唱可申候組内、心得筋は勿論、稽古筋之厚薄吟味、万端受持

申付事ニ候条 庄屋以上ニ而、人柄相撰ひ可申出候 合印之義も申出

候ハハ、可及差図ニ候 申出廉々、左ニ付紙を以及差図候条、可得其

意候事

辰三月

浅右衛門

惣右衛門

聞届置候

この文書では、農兵取起しの理由として「当時勢ニ至り候ニ付、郡々自衛之御趣意」とし、

村の富裕層の危機感に訴えている。これによれば一村に百五十人、各触の頭取の人数が九人で

あるので早良・怡土・志摩の三郡で千三百五十人程が徴集されたことなるう。『福岡県史』(第四卷、昭和四〇年、五六頁)には農兵成立は慶応四年(明治元年)二月からとあるが、この「文書一五五」は一月廿一日に出されている。いずれにしても同年早々に全郡中に発令されているようである。しかし農兵隊を結成し、装備を急速に洋式にするには藩の財政上困難であった。そのため洋銃を才覚をもって購入することは「勝手次第」としているし、和銃の貸与も十分で

なく、面役之代替米も出せないで、その暮しに障りのないほどの者を選ぶこととしている。旧式の火縄銃ではなく、洋銃の貸与のための使用料も村からの年賦払となっていて、装備は富裕な農・商民層による献金などから賄われた。郡役所は、射撃の訓練をさせ、弾薬を貸与し射撃場の指図をし、志よき者は正規の兵卒へとりたてる道もあるとしている。訓練には沢山の見物人も集ったようである。その整理や射場の修復・後片付けの人員などが窺える史料もある。

石橋文書 (未整理)

一 農兵之外猥ニ打方押并見物之人制方

久次郎

安右衛門

久次

与平

宇三郎

茂佐代

半次郎

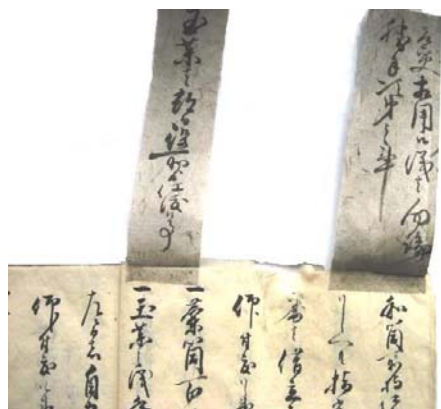
次三郎

利助代

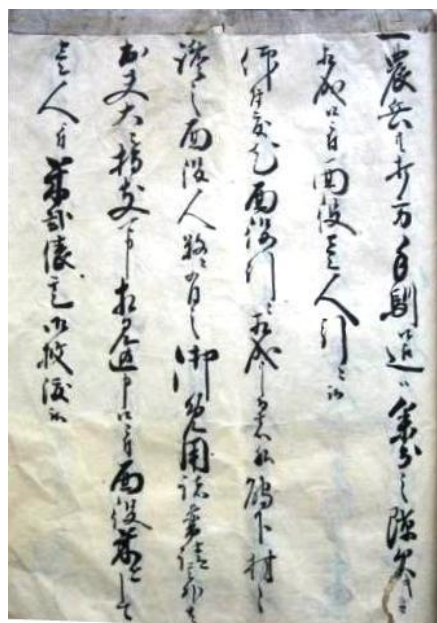
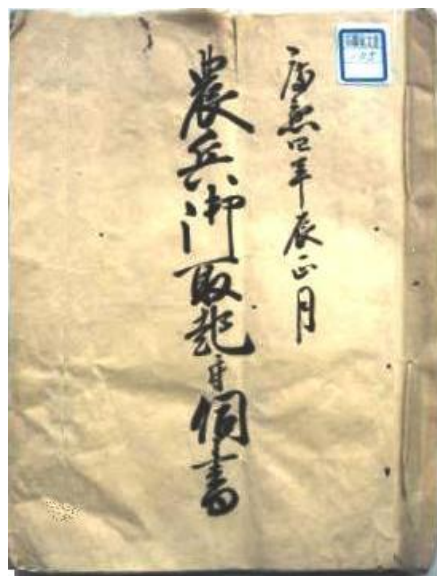
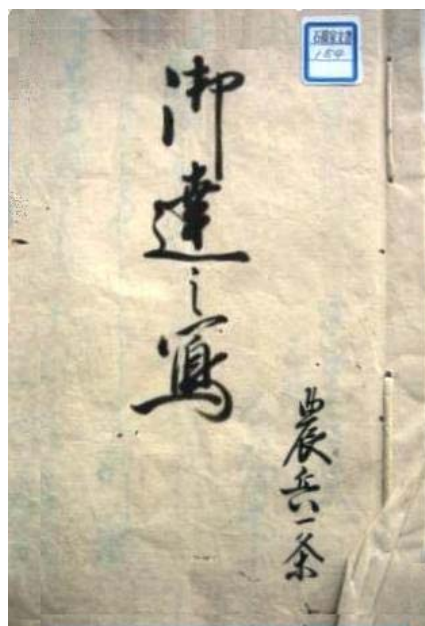
一 射場所修覆請持

一 射場所諸道具片附方一切請持

右之通敵重ニ御締リ可被成候事



以上が「石橋文書」の「農兵」に関する一連の史料である。明治二年になると、訓練を受けた農兵隊が、武士団と春日原で交戦訓練の野戦を展開したが、和銃ゆえに農兵隊が敗れたとある。



隊は大太鼓、小太鼓、撥、笛などをそろえ、統率と士気を鼓舞するため鼓笛隊も編成された。楽器の代金は村から上納するとの願が出ている(前掲『福岡県史』六四〜六五頁)。

奥州戦争が終結し、福岡の湊町に凱旋上陸した藩兵は、鼓笛隊にあわせて城内に堂々行進入場したという。洋楽を知らない当時の日本人が、どんな楽曲を演奏したのか、維新期の映画などで耳に親しい「トコトンヤレ節」などであったか、興味深いことである(井上精三「博多洋楽事始―藩兵と農兵の鼓笛楽」『うわさ』二号、昭和四九年)。

明治政府は、士族の反発を抑えつつ、明治五年に徴兵令を公布する。佐賀の乱を経て徴兵令の改正があり、いよいよ「国民皆兵制」となる。

明治十九年には中学校令によって尋常中学の学科体操中「兵式体操」が定められた(教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第三卷、昭和三九年、一五九〜一六〇頁)。中学生(五年生)は銃をとり、修学旅行と称して田野へ行軍して野戦演習を行う。運動会では兵装備した生徒の競技もある(修猷館高等学校資料館所蔵「三思会文書」八、九)。あきらかに将来の軍隊の予備軍

であった。明治維新と同時に始まった近代軍隊は日清・日露戦を経て着々と富国強兵への道を進んで行った。それは第二次大戦の敗戦によって解体されるまで八十年の道筋であった。「農兵」はその近代への変革の原点であることを心に留めておくべきであろう。

(研究会会員)

掲載写真説明

- 右上―石橋文書一五四。
- 右中―石橋文書一五五。
- 右下―同右の本文。
- 左上―石橋文書一五四の本文に付された貼紙の状況。

地域史料研究会・福岡 懇話会報告

第二回懇話会

二〇一一年一〇月一〇日(祝)
に第二回懇話会をアクロス福岡
東オフィス五階、久留米大学福
岡サテライトで開催しました。
二七名が参加し、山口信枝氏と
古賀康士氏から二つの報告があ
りました。



懇話会報告

山口信枝氏からは「山林地主
家へ嫁いできた女性達―『ねん
ねんばばしゃま』の明治・大正・
昭和―』と題した報告がありま
した。「ねんねんばばしゃま」と
は「いつも眠っているおばあさ
ん」という意味で、曾孫がつけ
た愛称です。福岡県浮羽町(現
うきは市)の大山林地主家の嫁
は社会的、経済的、政治的とな
がりを強化するために双方の親
同士の取り決めによって嫁いで
きました。野上家文書(整理済
一四五〇点、写真類は未整理)
と娘、孫嫁、曾孫からの聞き取
りによって、地域の名望家を
結び付けてきた婚姻関係と、結
婚から始まる女性達の生活につ
いて報告がなされました。

古賀康士氏は「西海捕鯨業の
鯨組経営に関する一考察」と題
して報告しました。一七世紀か
ら一九世紀にかけて、紀州・土
佐・西海などの海域で「鯨組」

と呼ばれた捕鯨集団による組織
的な捕鯨業のなかでも、北部九
州の海域を中心とする西海地方
は、他の地域に比べ、その規模
が大きかったことが知られてい
ます。報告では、この大規模化
した西海捕鯨業の特質を探るた
め、西海地方の鯨組に設置され
た「小納屋」と呼ばれる経営体
に注目し、捕鯨業への出資形態
や投資リスク低減化の動きが明
らかにされました。

第三回懇話会

二〇一二年二月一日(祝)に
第三回懇話会を久留米大学福岡
サテライトで開催し、一三人の
会員が参加しました。

江藤彰彦氏から「福岡藩の記
録体系と記録管理―記録体系
から見た『藩政』の構造―」の
報告がありました。福岡藩中枢
の記録体系は、元禄期以降、御
勤筋と御政事筋の区分に基づい
て整備され、それぞれ独自の記
録仕法が策定されていました。
今回の報告では、それぞれの記

録仕法および記録管理の概要を
紹介したうえで、現存する黒田
家文書が記録体系全体のどの部
分に属したものを検討し、他
藩との比較も交え、「藩政」の
構造が再考されました。

続いて、江藤氏から史料に関
するデータベースの一案が示さ
れ、これらをもとに、今後研究
会会員が協力して取り組む作業
のひとつとしてのデータベース
構築について出席者の間で意見
が交わされました。

近世については年表データに
なるような年代記のようなもの
を優先的にすすめてはどうか、
また近代については戦後の調査
報告などの刊行物のデータも重
要ではないか、などの意見が出
され、さらに史料の翻刻データ
自体を収録してはどうかという
意見も出されました。

データベースの構築について
は今後も引き続き検討すること
とし、提示された福岡藩のデー
タベースについては試行的に作
業を進めることになりました。

【研究会からのお知らせ】

第四回懇話会と

会員総会を開催します

二〇一二年四月二一日(土)に地域史料研究会・福岡の第四回懇話会と二〇一二年年度の会員総会を福岡市中央区天神のエルガーラに移転した久留米大学福岡サテライトで開催します。当日は二人の会員の研究報告を予定しています。報告終了後、二〇一二年年度会員総会を開催します。今年度の活動計画の決定、懸案となっているこの会誌名の再検討などを行う予定です。会員の皆様にはあらためてご案内いたします。多くの皆様のご出席をお待ちしています。

地域史料データベース

ご意見をお寄せください

研究会では今後の事業のひとつとして、史料データを蓄積し、将来ネット上で公開して利用に供することを計画しています。手始めとして会員の皆様にサ

ンプルをお送りし、第三回懇話会の際にご意見をいただきました。懇話会では基本的な方向が了承され、ともかく始めてみよう、ということになりました。

「基本的な方向」とは、提供できる手持ちのデータがあれば、各人がまずそれを持ち寄って出発点にしようということです。具体的には、藩ないし県を単位とした、年表としても使えるデータベースを作るためのデータ(例えば、「御触状写」の収録触状リスト、特定分野についての新聞記事リスト)、あるいは研究要覽的に使えるデータ(家老の氏名・在職期間の一覧、近代の統計資料など)の集積を想定しています。さらに、個別史料の翻刻データをデータベースのひとつのカテゴリとして加えることも可能です。

具体的に詰めなければならぬ課題も多く残っています。この計画に対するご意見、建設的なご提案などを事務局にお寄せいただければ幸いです。

会報原稿を募集しています

研究会が発行するこの会報の原稿を募集しています。当面は不定期の発行ですが、できるだけ定期的に発行できるよう、多くの皆様のご投稿をお待ちしています。刊行はPDFによるウェブ上での公開ですが、ダウンロードして印刷することも可能です。会則に定める研究会の目的に沿った内容であれば、原則として内容・形式を問いませんが、編集委員会から若干の修正をお願いする場合があります。原稿はワープロのファイルやテキストファイル等電子データでの提出をお願いします。使用できる文字に制約が出る場合がありますのでご承知おきください。掲載は原則として縦書きですが、提出いただく原稿は横書きでも結構です。図版・写真等の掲載も可能です。特に制限はしていませんが四ページ以上にはわたる場合にはご相談ください。投稿ご希望の方は編集委員会へご連絡ください。

編集後記

第一号(通巻一三二号)の発行から三か月が経ちましたが、何とか第二号が発行できました。今回は試みに会員から投稿していただいた史料紹介を掲載しました。ただ、史料の翻刻は、使用できる文字の制約もあるため、この会報への掲載には限界があるといわなければなりません。できる限り会員の皆様の投稿が掲載できるよう努めて参ります。本格的な研究誌等の発行はこれからの課題ですので、この会報の誌面も当面は試行錯誤が続くことになりそうです。これからも皆様のご協力をよろしくお願いします。

研究会報(仮題) 第二号
 (県史だより 通巻第一三二号)
 平成二四年三月一三日発行
 編集・発行
 地域史料研究会・福岡
 jimukyoku@chikishi.com
 http://www.chikishi.com